

— 70歳以上の皆さま・障害者手帳をお持ちの皆さまへ —

タクシー利用助成券がさらに使いやすく、お得になります

タクシー利用助成券は、町内在住の70歳以上の方および障害者手帳をお持ちの方(要件あり)が対象の制度です。好きなときに家から目的地まで送迎してもらえ利便性が高いことから、毎年500人近くの方が利用されています。

外出して社会に参加することは、高齢の方や障がいのある方の精神的・身体的な健康保持につながることから、令和3年4月より、これまで以上に日常の移動や、外出がしやすくなるよう制度を変更します。

【変更点①】

★利用目的の制限がなくなります。

▶これまで利用目的は、通院や買い物、金融機関の利用など日常生活に必要なものに限られていましたが、この制限をなくします。これからは、ご友人との茶話会やグループ活動への参加などにも利用いただけます。

【変更点②】

★利用者の負担額が安くなります。

▶1枚当たりの負担額がこれまで400円でしたが、100円安くなり、300円となります。



タクシー券の利用方法

①役場の窓口でタクシー券を購入します。
1枚300円、6枚単位で販売
年間上限購入枚数は48枚

②タクシー乗車時にタクシー券を運転手にお渡し下さい。
1枚で1,000円分としてお使いいただけます。
※お釣りは出ません。

・町外へのお出掛けにもお使いいただけます。
・購入者と一緒にご家族やご友人も同乗いただけます。
・運転免許証をお持ちの方もご購入いただけます。

問い合わせ先 (高齢者向け) 保健福祉課介護高齢係 (31) 2512
(障がい者向け) 保健福祉課福祉係 (32) 6522
(制度全般に関すること) 企画財政課企画係 (32) 3112

— 70歳以上で運転免許証の返納をご検討中の皆さまへ —

高齢者運転免許証自主返納促進事業が始まります

運転に不安を感じている高齢の方の運転免許証の自主返納を支援するため、令和3年4月より高齢者運転免許証自主返納促進事業を開始します。運転免許証を自主返納された方に対して、タクシー利用助成券を交付します。

【対象者】 次の①・②の両方に該当する方

- ① 申請時に満70歳以上で町内に住所がある方
- ② 令和3年4月1日以降に自主返納された方

【支援内容】

1人1回に限り、タクシー利用助成券(1,000円分)を24枚交付します。
※このタクシー利用助成券の利用期限は、助成券の交付を受けた日の属する年度の翌年度末までです。
例えば・・・令和3年6月1日に交付を受けた場合の利用期限 ⇒ 令和5年3月31日まで

【申請方法】

申請書に、自主返納時に運転免許センターなどで交付された運転免許証取消通知書の写しを添付し、企画財政課企画係(役場2階13番窓口)までご提出ください。申請書は窓口および町ホームページで取得できます。



問い合わせ先 企画財政課企画係 (32) 3112

御代田町老人福祉計画・

第8期介護保険事業計画(令和3年度~5年度)を策定

～お互いに 尊重し合い 支え合い 笑顔あふれる わが町みよた～

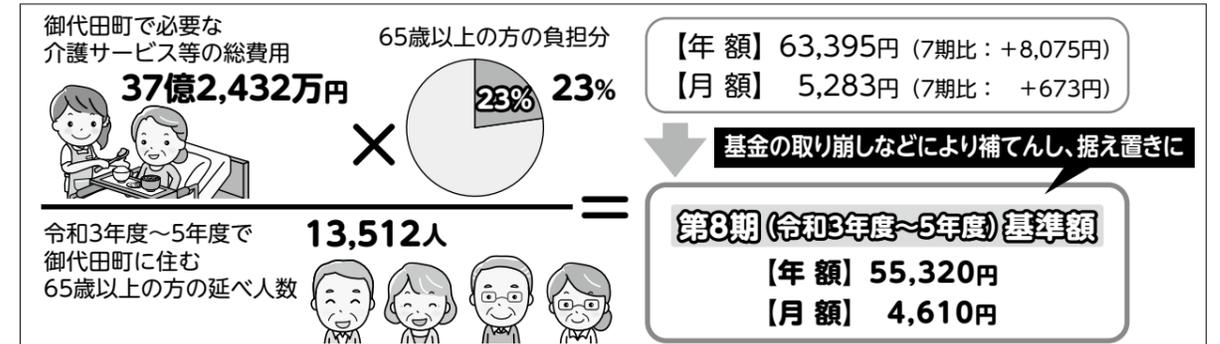
町では、3年ごとに本計画を策定し、介護保険事業の運営に当たっています。第8期の基本理念を『お互いに尊重し合い 支え合い 笑顔あふれる わが町みよた』とし、次の4点を目標として取り組みます。

- ① 高齢者の健康寿命延伸
- ② 高齢者の在宅生活支援の強化
- ③ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ④ 災害・感染症対策

介護保険料を据え置きます

令和3年度～5年度の3年間で必要となる介護サービスなどの総費用(3,724,328,965円)のうち23%を65歳以上の方(13,512人)の介護保険料で負担いただきます。以下のように計算してみると、基準年額として一人あたり63,395円が必要となります。これは、第7期の基準年額55,320円と比較して8,075円の増額です。

町としてはできる限り高齢者の方の負担を軽減し、安心して生活していただくことが高齢者福祉のためになると考え、御代田町介護保険基金の取り崩しなどにより保険料を据え置くことに決定しました。



所得段階	対象者	調整率	保険料(月額)	保険料(年額)	
第1段階	世帯全員が町民税非課税で	○生活保護受給者もしくは老齢福祉年金受給者 ○前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.3	1,383円	16,590円
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.5	2,305円	27,660円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.7	3,227円	38,720円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが	本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	4,149円	49,780円
第5段階		本人は非課税で第4段階に該当しない方	基準額	4,610円	55,320円
第6段階	本人が町民税課税で	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	5,532円	66,380円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	5,993円	71,910円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	6,915円	82,980円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 × 1.7	7,837円	94,040円

介護保険事業の健全な運営には、皆さまのご協力が不可欠です。元気な高齢者が増えることにより、介護サービスなどの費用を抑えることができます。今後も引き続き介護予防に取り組んでいきましょう。

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係 (31) 2512